

広島県公安委員会公告第102号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2に規定する検定に合格した者に対する審査を次のとおり実施する。

平成19年8月3日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

1 審査（学科試験及び実技試験）の実施期日等

回	種別及び級	実施期日	実施場所	定員
第1回	空港保安警備業務1級及び2級	平成19年10月6日(土) 午前8時30分から 午後1時まで	広島市佐伯区石内南三丁目 1番1号 広島県運転免許 センター2階	100名
第2回	施設警備業務1級及び2級 交通誘導警備業務1級及び2級	平成19年10月20日(土) 午前8時30分から 午後1時まで		100名
第3回	核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級	平成19年11月3日(土) 午前8時30分から 午後1時まで		100名
第4回	貴重品運搬警備業務1級及び2級	平成19年11月17日(土) 午前8時30分から 午後1時まで		100名

2 審査対象者

- (1) 上記1に掲げる警備業務の種別及び級に係る広島県公安委員会発行の警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者
- (2) 上記1に掲げる警備業務の種別及び級に係る広島県公安委員会以外が発行した旧合格証を有する者で、広島県内に住所地がある者又は広島県内の営業所に属する警備員

3 審査の区分

- (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること(徒手による護身術)。

4 審査申請手続等

(1) 合格者審査希望届出書の提出期間

ア 第1回審査に係る届出

平成19年9月18日(火)から平成19年9月21日(金)までの午前8時30分から午後5時まで

イ 第2回審査に係る届出

平成19年10月1日(月)から平成19年10月5日(金)までの午前8時30分から午後5時まで

ウ 第3回審査に係る届出

平成19年10月15日(月)から平成19年10月19日(金)までの午前8時30分から午後5時まで

エ 第4回審査に係る届出

平成19年10月29日(月)から平成19年11月2日(金)までの午前8時30分から午後5時まで

(2) 届出方法

ア 審査希望者本人が、上記(1)の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同署備付けの合格者審査希望届出書により届出を行うこと。

イ 審査希望者の数が定員を超えた場合は、抽選により審査予定者を決定する。

ウ 抽選の結果及び審査申請書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。

(3) 審査申請書の提出先

審査予定者に決定した者は、下記5の審査対象者の区分ごとに定める提出書類等及び添付書類を次に掲げる区分に応じて定める提出先に提出すること。

なお、郵送や代理人等による申込みは認めないものとする。

ア 広島県内に住所地があり、又は広島県内の営業所に属する者

当該住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 広島県公安委員会発行の旧合格証を有する者で、広島県内に住所地がなく、かつ、広島県内の営業所に属しないもの

広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(4) 審査申請書の配付場所等

広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において直接受け取ること。

5 提出書類等

審査対象者の区分	提出書類等 (共通)	添付書類
広島県公安委員会が発行した旧合格証を有する者	○ 審査申請書 1 通 ○ 写真 1 葉 (申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)	○ 住所地为疎明する書面又は営業所に属することを疎明する書面のいずれか一つ
広島県公安委員会以外が発行した旧合格証を有する者で、広島県内に住所があり、かつ、営業所があるもの	○ 旧合格証の写し	○ 住所地在広島県内にある者は、住所地为疎明する書面 ○ 営業所在広島県内にある者は、営業所に属することを疎明する書面

6 審査手数料

4,700円

この手数料は、審査申請書の提出時に4,700円に相当する額の広島県収入証紙により納付すること。

この広島県収入証紙は、審査申請書にちょう付せず消印もしないこと。

なお、納付された審査手数料は返還しない。

7 服装及び持参物

(1) 服装

私服（作業衣、運動が出来る服装等）

(2) 持参物

旧合格証、筆記具、印鑑

8 問い合わせ先

(1) 広島県警察本部生活安全部生活環境課

電話(082)228-0110 内線3214, 3215

(2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

9 その他

試験内容に関する問い合わせは、一切受け付けない。